

平成31年(ラ)第48号

抗告人

相手方 四国電力株式会社

令和元年 6月28日

答 弁 書

広島高等裁判所第4部 御中

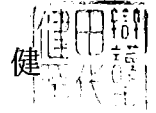
〒760-0026 高松市磨屋町7番地5

田代・菊池法律事務所

電 話 087-822-6099

F A X 087-822-6069

相手方訴訟代理人弁護士 田 代



〒760-0018 高松市天神前10番5号

高松セントラルスカイビルディング2階

弁護士法人あい法律事務所

電 話 087-832-0550

F A X 087-832-0551

相手方訴訟代理人弁護士 松 繁



〒730-0041 広島市中区小町4番33号

中国電力1号館内

川本賢一法律事務所

電話 082-544-2744

FAX 082-544-2744

相手方訴訟代理人弁護士 川 本 賢



〒730-0041 広島市中区小町4番33号

中国電力1号館内

水野法律事務所

電話 050-8202-2996

FAX 082-544-2747

相手方訴訟代理人弁護士 水 野 絵 里 奈



〒740-0018 山口県岩国市麻里布町二丁目2番18号

ベルデビル2階

かわもと法律事務所 (送達場所)

電話 0827-30-8877

FAX 0827-30-8878

相手方訴訟代理人弁護士 河 本 豊



〒760-8573 高松市丸の内2番5号

四国電力株式会社

電話 087-821-5061

FAX 087-825-3008

相手方訴訟代理人弁護士 井家武



抗告の趣旨に対する答弁

- 1 本件抗告を棄却する。
- 2 抗告費用は抗告人らの負担とする。
との裁判を求める。

抗告の理由に対する答弁

原子力発電所は、核分裂反応によって生じるエネルギーを利用して発電を行うため、運転に伴って必然的に放射性物質が発生するものであり、原子力発電所における安全確保とは、この放射性物質の持つ危険性を顕在化させないこと（本件においては、伊方発電所3号機（以下「本件3号機」という。）の運転によって放射性物質が周辺環境に放出され、抗告人らが放射線被ばくによりその生命、身体に直接的かつ重大な被害を受ける具体的危険性が存在しないこと）である。

相手方は、本件3号機の安全を確保するため、本件3号機の運転に伴い発生する放射性物質を、ペレット、燃料被覆管、原子炉容器、原子炉格納容器及びコンクリート遮へい壁の五重の障壁により発電所内に閉じ込めている。そして、本件3号機の自然的立地条件（地震、津波等）を適切に把握し、これを踏まえた上で、平常運転時に環境中へ不可避免的に放出される極めて微量の放射性物質による被ばくを低減するための対策を行うとともに、深層防護の考え方に基づく安全確保対策を講じ、機器の異常等によって放射性物質が環境中に異常に放出されることを防止している。また、福島第一原子力発電所事故を踏まえ、安全確保に万全を期するため、万が一、上記の安全確保対策において考慮した事象を超え重大事故等が発生した場合であっても、本件3号機の安全を確保することができるよう安全確保対策を強化し、さらには、仮に、放射性物質が異常に環境

中へ放出される事態をも想定し、その影響を緩和するための対策や原子力防災対策も講じている。

以上のとおり、相手方は、本件3号機の安全を確保しており、本件3号機の運転によって放射性物質が周辺環境に放出され、抗告人らが放射線被ばくによりその生命、身体に直接的かつ重大な被害を受ける具体的危険性は存在しない。

したがって、本件3号機の運転差止めを求める本件仮処分申立てを却下した原決定は、相当であり、本件抗告は理由がないことから、速やかに棄却されるべきである。

なお、相手方は、抗告人らの主張する抗告理由に対し、別途争点ごとに提出する書面において、詳細に反論することとする。

以 上